

令和5年第13回定例委員会

- 1 日 時 令和5年8月9日（水）11時00分から11時30分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 野村有信
委員 臼井祐一
委員 毛利徹也
事務局 長
総務課 長
選挙課 長
広報啓発担当課 長
書記 6名

4 議 事 議 案

- 1 令和5年4月23日執行中野区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- 2 令和5年4月23日執行港区議会議員選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- 3 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 4 令和6年春の藍綬褒章受章候補者の決定について

その 他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和5年第13回定例委員会を開会いたします。</p> <p>本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程第2条により、5人以内と定められておりますが、同条ただし書きを適用し、本日は15人の傍聴を認めます。</p> <p>傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。</p> <p>本日は、4件の議案を予定しております。なお、本日の議題のうち、議案第4号は、個人情報を含むことから、非公開審議として取り扱いたいと存じます。議案第1号及び第2号についても、個人情報を含むことから、本来は非公開審議とするところ、申立人及び関係人から公開の希望が示されたことから、いずれも公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
委員長	<p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号 令和5年4月23日執行中野区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	《議案第1号について説明》
委員長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委員長	<p>ただいまの事務局側の説明によると、開披調査において申立人又は関係人から抽出された票は合計29票ということですが、そのうち、区選挙会が「有効」又は「無効」と判断した内容と、都委員会が異なる判断をする票は別記1の2の「いさしんいち」と記載された1票のみであるという認識でよろしいですか。確認のため伺います。</p>
事務局	<p>御指摘のとおり、抽出票については、裁決書案の別記1の1番から別記4の21番までの合計29票でございます。別記の表には、各抽出票について「区の選挙会決定」の欄と、「当委員会決定」の欄を設け、それぞれ「有効」又は「無効」の考え方を示しているところでございます。当該表を御確認いただければと存じますが、委員長の御指摘のとおり、別記1の2番の「いさしんいち」と記載された票については、区の見解はいさ候補の有効票と判断しておりますが、当委員会の裁決案としては無効票としておりまして、区の見解と相違がございます。なお、それ以外の28票については、区の見解と都の見解は一致しているところであります。</p>
委員	別記1の2番の「いさしんいち」と記載された票は、「氏」がいさ候補と一致しています。区の見解としては、「いさ」という氏は特徴があり、類似する

氏の候補者は他にいないことを判定理由の中で述べているようですが、投票の有効、無効の判断において、過去の判例などではどのように示されているのかについて教えてください。

事務局 平成23年12月8日の東京高裁判決では、「投票の効力の判断において、候補者の名よりも氏の方が選挙人の投票意思が明白に表明されているとする旨の規定は公選法には置かれておらず、かえって同法は氏のみ重点をおいた規定を定めていない（同法68条の2は「氏又は名」と並列している。）」等と判示しているところでございます。この際、一般に人を識別する際に氏の方が名よりも重要であり、選挙において候補者は氏に重点をおいて選挙活動を行い、選挙人も氏に重点をおいて投票をしている実態があるとする原告の主張を退けております。なお、この判決は、その後最高裁において上告不受理となり確定しております。

委員 裁決書の別記1の2番の「いさしんいち」と記載された票について、当委員会の案は「無効」としてはありますが、その根拠として引用している判例である昭和32年3月5日最高裁判所判決、昭和31年8月16日の仙台高裁秋田支部判決について、どのような内容を判断したのかももう少し詳しく教えてください。

事務局 本判例においては、様々な投票の効力が争われ判示されておりますが、今般、根拠としましたのは、選挙関係実例判例集（第17次改訂版）の637ページに掲載されている内容でございます。当該事案は昭和30年に執行された秋田県議会議員選挙の選挙区で当選無効が争われた事案でございます。

「田口芳郎」という氏名の候補者がいましたが、それ以外に「田口」を氏とする候補者はおりませんでした。そのような状況において、「田口治」と記載の投票について、「田口芳郎」の有効投票となるかが争点の1つでございました。判決は次のとおりです。すなわち、「田口治」と記載された投票は、候補者中「田口」なる氏を有する者が田口芳郎のほかにはないときにおいても、第三字「治」は、同候補者の名「芳郎」とは全然類似性がなく、その名を誤記したものとは認めがたいから、同候補者に対する有効投票と解することはできないと判示しております。この考え方により、今回の「いさしんいち」と記載された票を検討してみますと、確かに「いさ」を氏とする候補者はいさ候補以外にはおりませんが、いさ候補の名は「てつろう」であり、「しんいち」とは類似性はないと解するのが相当であるとみなし、いさ候補に対する有効投票と解することはできないという結論に至りました。

委員長 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

委員 よろしいですか。

委員長 御発言をお願いします。

委員 今後の手続は、どのような流れになるのでしょうか。

事務局 今後の手続について御説明します。審査申立人と中野区選管に対し裁決書の交付を行うとともに、裁決書の要旨の告示を行います。また、公職選挙法第207条の規定により、裁決に不服があるときは当委員会を被告として、審査の申立人においては、裁決書の交付を受けた日から30日以内に、また、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、裁決書の要旨を当委員会が告示した日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができることとされております。そして、当選争訟の結果が確定し、当選の効力に異動が生じた場合には、中野区選挙管理委員会において当選人の更正決定のための選挙会が開催されることとなります。なお、裁決または判決が確定するまでの間は、議員としての身分を失わないこととなっております。また、判決等の結果、たとえ選挙の当初より議員たるべきものでなかったことが確定したとしても、選挙犯罪による当選無効を除き、その間の議員としての行為はすべて有効なものであるとされております。こちらは地方自治法第128条及び逐条解釈の中で記載されている内容となります。

委員長 分かりました。
次に、議案第2号 令和5年4月23日執行港区議会議員選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第3号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございま

せんか。

委 員 なし

委 員 長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委 員 異議なし

委 員 長 異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。
それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事 務 局 《当面の日程について説明》

委 員 長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委 員 なし

委 員 長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。次回の定例委員会は、8月23日に開催することといたします。
これより非公開審議に入ります。